## 伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更 (群馬県決定)

伊勢崎都市計画工業団地造成事業に次の工業団地造成事業を追加する。

	名		称	伊勢崎宮郷工業団地造成事業										
	面		積	約58.0ha										
公		道	路	種	別	2	名 称	, ,	幅	員	延	長	備	考
共														
施														
設				幅員6~18mの区画道路について、土地利用を考慮して適正 な街区を形成するよう適宜配置する。										
0		公園	及び緑地	種	別	名 称		ŗ	面積			備考		
配														
置														
及				協名	- F Z ポレ	トルフル	る間の	アド糸	出りる	i合形器	 テナス	面積!	ついて	
び				施行区域内に公園及び緑地を適宜配置する。面積については施 行面積の3%以上確保する。										
規		下	水 道	下水及び工場排水は、処理後、一級河川利根川へ放流する。雨水排水は、調整池により調整した後、一級河川利根川へ放流する。										
模	その他の公共施設													
宅			区 分		面				比率			備考		
地	工場敷地				約47.2ha				81.4%		ó			
Ø	<u></u> 公 道			路	約 5.5h		i h a		9. 5%		ó			
利	参 共 公園・緑地				約 2. 1 h a				3.6%		o o			
用	考用その他			他	約 3.2ha				5. 5%		調整	調整池、水路等		
計	)	地小計			約1(	0. 8	3 h a		1 8	. 6%				
画			合 計	約58	3. (	h a		1 0 0	0.0%	/o				

「施行区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

当該区域は、昭和45年5月25日付け首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けており、 首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画事業として工業 団地を造成しようとするものである。



